

「ニッセイ／パトナム・グローバルニューインダストリーオープン
Aコース(為替ヘッジあり)／Bコース(為替ヘッジなし)」
愛称“創(そう)☆(せい)紀(き)”
繰上償還に関するQ&A

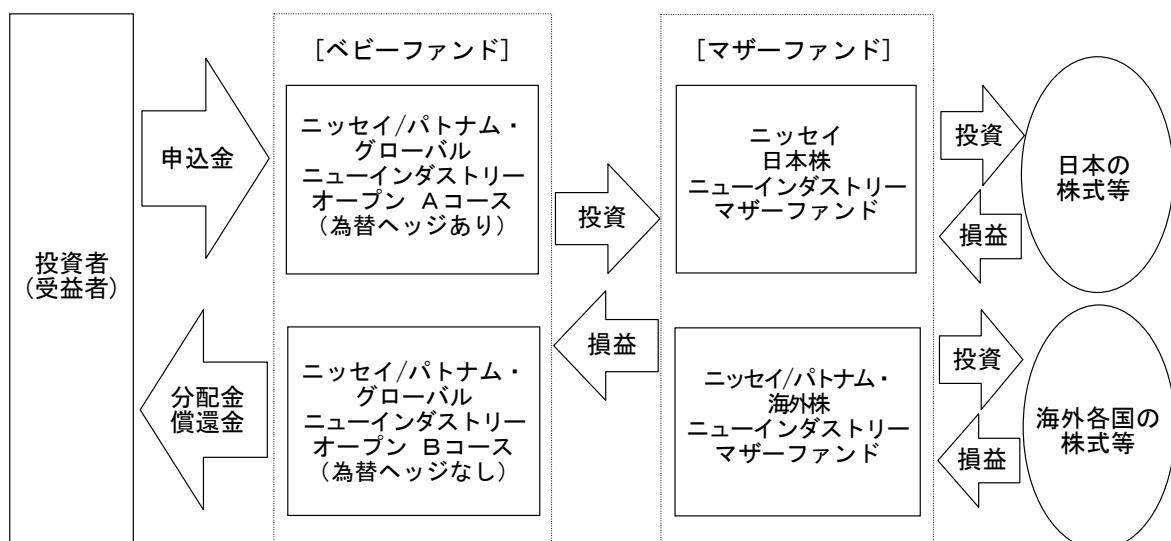
Q 1. 「ニッセイ／パトナム・グローバルニューインダストリーオープン Aコース(為替ヘッジあり)／Bコース(為替ヘッジなし)」とはどのようなファンドですか？

A 1. 「ニッセイ／パトナム・グローバルニューインダストリーオープン Aコース(為替ヘッジあり)／Bコース(為替ヘッジなし)」(愛称“創(そう)☆(せい)紀(き)”)、以下、当ファンドといたします)は、「ニッセイ日本株ニューインダストリーマザーファンド」および「ニッセイ／パトナム・海外株ニューインダストリーマザーファンド」への投資を通じ、基本資産配分比率を米国・欧州等の株式 70%、日本の株式 30%とし、世界経済をリードするニューインダストリー分野*の企業にグローバル分散投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざした運用を行っています。

※ ニューインダストリー分野とは、今後の世界経済のリード役として、重要性の高まりが期待される産業を意味します。

また、「ニッセイ／パトナム・海外株ニューインダストリーマザーファンド」の運用を、米国の資産運用会社である「ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー」に委託しています。

【ファンドの仕組み】



Q 2. なぜ繰上償還を行うのですか？

A 2. 当ファンドは平成12年12月27日より運用を開始しましたが、その純資産総額は平成13年1月をピークとし減少傾向にあり低迷が続いています。また、平成23年6月末現在、当ファンドの受益権総口数（Aコース・Bコースの合計口数）は約16億口となっており、信託約款第53条に定める繰上償還条項である20億口を下回っております。

そうしたなか、当ファンドの投資対象の一つである「ニッセイ／パトナム・海外株ニューインダストリーマザーファンド」の運用会社である「ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー」より、現在の運用態勢では当初の運用方針に即した安定的な運用の継続は極めて困難であるとの申し出を受けました。

これを受け、弊社といたしましては、弊社による直接運用も含め当該マザーファンドの運用者変更の検討を行いました。現在の資産規模では困難との結論に至り、当ファンドを繰上償還し受益者の皆様よりお預かりいたしました運用資産をお返しすることが、受益者の皆様にとって最善であると判断いたしました。

Q 3. 繰上償還に対して、どのように意思表示を行うのですか？

A 3. 繰上償還にご異議のない場合は、お手続きの必要はございません。

ご異議がある場合は、委託会社（弊社）に対して書面にて「異議申立て」のお手続きを行ってください。

「異議申立て」のお手続きについては、同封の『「ニッセイ／パトナム・グローバルニューインダストリーオープンAコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）」繰上償還予定のお知らせ』の「3. 異議申立ての方法」をご参照願います。

Q 4. 繰上償還の決定はどのように確認できますか？

A 4. 繰上償還が決定した場合、平成23年8月29日（予定）に委託会社（弊社）のホームページ（<http://www.nam.co.jp>）にてお知らせいたします。

なお、繰上償還が決定した場合、当ファンドのご購入のお申込みの受け付けは原則、平成23年9月1日までとさせていただきます（詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ願います）。

Q 5. 異議を申し立てた受益者の買取請求と通常の換金とは何が違うのですか？

A 5. 買取請求と通常の換金との違いは、以下の通りです。

なお、買取請求を行った受益権については、通常の換金のお申込みを行うことができなくなりますのでご注意ください。

≪「買取請求」と「通常の換金」の比較（個人の場合）≫

	通常の換金	買取請求
お申込みできる方	すべての受益者	異議を申し立てた受益者のみ
換金・買取価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%をかけた額を信託財産留保額として差し引いた額	受託銀行（住友信託銀行）が必要書類を受理した日の翌営業日に算出される基準価額から当該基準価額に0.3%をかけた額を信託財産留保額として差し引いた額
受取金額	上記価額 （振込手数料等の費用はかかりません）	上記価額から振込手数料および買取計算書の発送費用を差し引いた金額
課税関係	換金価額と取得価額の差益に対して、10%（所得税7%、地方税3%）が課税されます。 →譲渡所得として、申告分離課税の対象となり、原則として確定申告が必要となります。 ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。	買取価額と取得価額の差益に対して、10%（所得税7%、地方税3%）が課税されます。 →譲渡所得として、申告分離課税の対象となり、原則として確定申告が必要となります。 なお、受託銀行による買取りのため、源泉徴収選択口座（特定口座）での取扱い対象にはなりません。 お客様ご自身での納税手続きが必要となりますので、ご注意ください。
換金代金のお支払い	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。 販売会社のお客様の口座に入金されます。	お客様の買取請求申込日に受託銀行での処理が完了しない場合がありますので、受取金額のお支払いまでには、 通常の換金請求よりも日数を要する可能性があります。

Q 6. 償還金はいつもらえますか？

A 6. 繰上償還となった場合、平成23年11月2日が償還日となります。

償還金は平成23年11月9日（水）までにお支払いをさせていただく予定でございますが、支払日等の詳細につきましては、ご購入の販売会社にお問い合わせ願います。

≪本件に関するお問い合わせは≫

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター

電話番号 0120-762-506

（受付時間：午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）